

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画中間評価及び一部改訂（案）

平成 24 年 9 月 4 日

（* 朱書が中間年度における追加・修正部分）

第 1 章 計画策定にあたっての自転車等利用に対する基本認識

1-1 新宿区における自転車等利用のあり方

自転車等の適正利用を推進します。

- ① 「利用者が自由に利用できる」
- ② 「利用者がルールを守り、マナーに気をつける」

1-2 計画の目的・性格

自転車、原付自転車、自動二輪車を対象とし、駐輪問題解決に向け、総合的かつ計画的に施策を推進します。

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策に関する総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号・最終改正：平成 5 年 12 月 22 日法律第 97 号）第 7 条に定める、「自転車等の駐輪対策に関する総合計画」として位置づけられるものです。

1-3 計画の目標

新宿区及び関係者の協力による自転車等利用環境の整備促進と、自転車等利用者のマナー・意識の向上をめざすことにより、自転車等の適正利用を推進します。

1-4 計画の期間

計画期間は平成 20 年度（2008 年度）～平成 29 年度（2017 年度）までの 10 年間とします。なお、計画期間の途中で、計画達成状況や社会情勢等の変化を踏まえ、計画の見直しを行います。中間評価実施年度については、区の実行計画の推進期間等を考慮して決定します。

1-5 計画の対象地域

計画対象区域は、新宿区内全域とし、鉄道駅周辺及び駅周辺以外においても著しく放置自転車等が問題となっている区域は、重点的に対策を推進します。また、自転車等の利用環境の改善に向け、地域住民等の協力が得られる地域については積極的に施策を推進します。

1-6 計画で対象とする自転車等及び駐輪場

本計画では、自転車、原動機付き自転車、自動二輪車を対象とし、駐輪場の整備に当たっては、関連法規及び設置基準等を十分踏まえます。

第2章 計画の体系及び内容

2-1 計画の施策体系

別紙のとおり

2-2 地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る

(1) 関係者の役割

【当初計画】

自転車等の適正利用を推進していくためには、自転車等の利用者とともに関係する事業者等が主体的にその役割を果たすことが必要です。そのため、関係者とその役割を明確にし、連携・協力体制を築いていきます。

- ① 自転車等の適正利用を推進する主体
新宿区・国・東京都・警視庁
- ② 駐輪場設置主体
新宿区・鉄道事業者・商業施設・商店会・学校関係者等
- ③ 啓発活動や撤去などソフト事業の主体
新宿区・区民・鉄道事業者・学校関係者等

実施内容	中間評価
(1)駐輪場整備（平成23年度） 区内44箇所 収納台数 7,679台	概ね予定どおりに進捗しています。 今後も継続して実施します。
(2)放置自転車撤去（平成23年度） 撤去台数 25,069台	

(2) 関係者の協力・連携

【当初計画】

自転車等の利用環境を向上させるため、新宿区が主体となり、関係者が果たすべき役割等について協議、決定し、連携・協力して自転車等利用環境の向上に向けた施策を推進します。

- ① 鉄道駅周辺における自転車等利用環境の整備促進
- ② 鉄道駅周辺以外における自転車等利用環境の整備促進
- ③ 区民が主体となった自転車等利用環境の向上の活動と区による活動支援

実施内容	中間評価
(1)交通安全総点検 (2)地域イベント等への協力依頼	概ね予定どおりに進捗しています。 今後も継続して実施します。

(3) 鉄道事業者の取り組む事項

<p>【当初計画】</p> <p>鉄道事業者は、区や関係者と連携・協力して利用環境の整備と普及啓発活動等を進めます。</p> <p>① 鉄道駅周辺における自転車等利用環境の整備促進に向けた新宿区や道路管理者等との連携活動</p> <p>② 鉄道用地の譲渡、貸付その他の措置</p> <p>③ 鉄道用地に関する情報提供</p> <p>④ 施設計画段階における駐輪場設置に関する調整</p> <p>⑤ 自転車等の放置防止に関する啓発活動及び自転車等の整理</p>
--

実施内容	中間評価
鉄道事業者の協力を得て、区内31駅のうち、7駅9箇所に駐輪場を設置	概ね予定どおりに進捗しています。 今後も継続して実施します。

2-3 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る

<p>【当初計画】</p> <p>自転車等の利用に当たっては、すべての自転車等利用者がルールを遵守し、マナーを理解して利用することが基本であることから、新宿区が主体となり、関係者の協力を得ながら、自転車等利用者の意識向上を目指し、ルールの普及、マナーの向上を図ります。</p>

実施内容	中間評価
(1)自転車指導整理員を活用した、駐輪現場での啓発活動 (2)新宿区広報等を利用した啓発活動 (3)全国交通安全運動（春・秋）時の啓発活動 (4)交通安全協会（牛込・新宿・戸塚・四谷）の啓発活動支援 (5)自転車防犯登録の登録勧奨 (6)こども交通安全教室 (7)高齢者交通安全教室	概ね予定どおりに進捗しています。今後も継続して実施します。

(1) 自転車等利用における啓発活動の明確化

<p>【当初計画】 自転車等利用者が遵守すべきルール・マナーを明確にし、普及や啓発を促すメニューをつくり、運用します。</p>

実施内容	中間評価
(1) 自転車等駐輪場利用方法（放置禁止区域と撤去に関する事項の周知） (2) 自転車等駐輪場利用方法（放置禁止区域と撤去に関する事項の周知） (3) 鉄道駅等への自転車等利用方法（駅周辺放置自転車等削減に向けた徒歩の推奨） (4) 経済的な自転車等の利用方法（近隣への自転車等利用から徒歩へ） (5) 防犯登録義務の推奨	<p>東日本大震災以降の自転車利用増に伴い、自転車が関係する交通事故が増加するとともに、利用者の交通マナーの低下が目立っています。</p>

【計画の見直し】

自転車等利用に関するルール・マナーの周知徹底や、スケアード・ストリート（スタントマンによる交通事故再現）などの新たな交通安全講習方法などを採り入れ、啓発活動を強化します。

(2) 啓発活動の実施

【当初計画】

自転車等利用に関するルール・マナーを周知徹底し、遵守させるため、関係者が協力して啓発活動を実施します。

実施内容	中間評価
(1) 自転車等利用者への直接的な啓発 （自転車等整理員による啓発活動や分かりやすい立て看板による周知） (2) 小中高等学校を通じた、児童、生徒、保護者への教育 (3) 各種専門学校、大学等を通じた学生への啓発 (4) 地区協議会、町会等を通じた住民（最近事故が多発している高齢者を含む）・住宅オーナーへの啓発 (5) 町会、職場、商店会等を通じた商店街利用者や外国人への啓発等 (6) 新宿区への転入者の啓発	概ね予定どおりに進捗しています。 今後も継続して実施します。

(3) 啓発活動の評価とフィードバック

【当初計画】

啓発活動実施後の効果の評価と結果をフィードバックする仕組みをつくりまします。

実施内容	中間評価
啓発活動実施後のフィードバック手法の検討	検討を進め、計画期間内に実施します。

2-4 駐輪場や走行環境を整備する

(1) 自転車駐輪場等の整備

① 自転車駐輪場等の設置箇所

【当初計画】

自転車駐輪場（原付を含む。以下、同様）は、未設置駅を中心に整備を進め、区内 31 駅すべての鉄道駅に設けます。自動二輪車駐車場についても、道路上への設置や、民間駐車場の設置支援等を進めていきます。

また、鉄道駅周辺以外についても放置自転車や乗り入れ台数が多い箇所について、自転車乗り入れ台数や周辺の集客施設等の状況を考慮し、関係者の責務を明確にした上で、関係者の合意のもと、協力・連携し、環境改善策を進めます。

② 自転車駐輪場等の整備目標量の設定

【当初計画】

ア 区内 31 駅に自転車駐輪場を整備します。

イ 鉄道駅以外の地域についても、大型商業施設、商店会、個別商店、学校関係者、集合住宅、公共・準公共施設等に協力を求め、駐輪場を整備します。当面は地域関係者の積極的な協力が得られる地域を優先して整備を進めます。

ウ 隣接区との境界区域について、区境駅周辺の地域及び隣接区との協議等に基づき、駐輪場を整備します。

【鉄道駅周辺の自転車駐輪場、整理区画整備目標量に対する考え方】

整備目標量算出結果：31 駅での整備目標量

$N = 3,360$ 台 (=1,360 台 (新宿駅周辺) + 2,000 台 (それ以外の駅))

実施内容	中間評価
38件(2,067台収容)を建築行為に伴う附置義務駐輪場として整備	条例に基づく附置義務により、建築行為に伴う自転車駐輪場が建築物に設置されていますが、有効に利用されていません。
<p>【計画の見直し】</p> <p>附置義務の附置台数だけではなく、地域の合意形成の下で、共同駐輪場の隔地への設置、運用など、地域特性に応じた附置義務基準（地域ルール）の策定について、附置義務基準の緩和を可能とする仕組みを検討します。</p>	

⑤ 自転車駐輪場の優先利用の選定

<p>【当初計画】</p> <p>自転車駐輪場の利用者については、身体に障害のある利用者等及び区内在住者を優先するよう考慮します。</p>
--

実施内容	中間評価
<p>自転車駐輪場等の利用につき、優先利用、料金設定、一時利用枠の拡大を検討。</p> <p>自転車駐輪場の利用登録時における優先順位について、身体に障害のある区民を第1順位に、身体に障害のある方を第2順位に、区民を第3順位に、新宿区在勤在学者を第4順位。</p>	<p>概ね予定どおりに進捗しています。今後も継続して実施します。</p>

⑥ 自転車駐輪場の利用料金の設定

【当初計画】

自転車駐輪場の利用料金について、施設の形態や利用率等を勘案し設定します。

実施内容	中間評価
駐輪場の利用促進を目的として、利用料金を安価に設定。 ＊自転車等整理区画 年間 5,000円	利用料金を安価に設定したことで、民間駐車場の経営を圧迫し、参入しにくい状況です。 法人による駐輪場の車庫代替利用など、想定外の状況も発生しています。
<p>【計画の見直し】</p> <p>利用料金について時間利用者に配慮し、金額設定や運用を見直していきます。</p> <p>民間事業者が参入しやすい仕組みや、想定外利用の未然防止策を検討します。</p>	

⑦ 自転車駐輪場の一時利用の検討

【当初計画】

一時利用できる自転車駐輪場を増します。

実施内容	中間評価
新設の駐輪場については、利用区分が時間利用枠の整備を推進	区立駐車場全体の約 9 割の利用区分が定期利用枠です。 利用者の利用形態の変化や、自転車放置禁止区域の拡大に伴い、1日あるいは、時間利用枠の希望者が増加しています。
<p>【計画の見直し】</p> <p>従来の定期利用枠を1日あるいは時間利用枠へ転換し、限られたスペースの駐輪場を有効利用するため、利用区割合の見直しを検討します。定期利用の料金の見直しも併せて検討します。</p>	

(2) 自転車走行環境の整備

【当初計画】

自転車走行環境の向上を目的とした社会実験等により車道上の自転車走行レーンの整備について検討します。

① 自転車走行レーンのあり方の検討

実施内容	中間評価
(1)自転車走行環境の整備 山手通り、靖国通り、新宿通り の一部に自転車通行帯を整備	自転車と歩行者の動線が歩道内に ふくそうし、双方に安全な自転車 走行空間が確保されていません。
(2)「自転車等利用環境の整備計画」 (平成 24 年 1 月) 自転車歩行者専用道として整備 可能な道路の整備方針を検討	交通量の多い区内の国道や都道 については、歩道部分に自転車走 行レーンを整備しています。
【計画の見直し】 自転車歩行者専用道の整備方針に基づき、区道においても、幅員に余裕 があり整備可能な路線を選定し、自転車走行レーンの整備を検討し、 実施していきます。	

(3) 自動二輪車について

【当初計画】

乗り入れ台数が増加しつつある自動二輪車についても、自動二輪車
駐車場の整備を図ります。

- ① 既存の駐車場の利用
- ② 民間駐車場への助成・支援
- ③ 一時利用の検討
- ④ 社会実験等の実施

実施内容	中間評価
(1)区立自動二輪車駐車場の整備 曙橋駅、牛込柳町駅、新大久保駅、新宿駅新南口路上、区役所脇路上に時間利用の自動二輪車駐車場を整備 (2) 東京都駐車場保全公社による自動二輪車用駐車場整備補助事業の民間利用推進	コイン式駐輪機による時間利用の自動二輪車駐車場を整備しましたが、違法駐輪の抜本的な解消には至っていません。 既存の四輪車の駐車場について、東京都道路保全公社の補助金の活用により、自動二輪車用駐車場への転用整備を促進するなど、民間の自動二輪車駐車場の整備及び拡充を推進しました。
【計画の見直し】 駐車場附置義務の見直しと並行して、自動二輪車の駐車対策について、検討を進めます。	

2-5 放置自転車対策等を推進する

(1) 放置禁止区域の見直し

【当初計画】 既存の放置禁止区域の見直し及び駅周辺以外の地域における放置禁止区域の指定について検討します。

- ① 自転車駐輪場等設置による放置禁止区域の拡充
- ② 駅周辺以外の駐輪場未設置区域における放置禁止区域の設定方法の検討

実施内容	中間評価
(1)自転車駐輪場等の整備に伴う放置禁止区域の拡大 (2)駅周辺以外の駐輪場未設置地域における放置禁止区域の設定方法について検討	概ね予定どおりに進捗しています。今後も継続して実施します。

(2) 放置自転車等の整理・撤去

【当初計画】 駅周辺地域の定期的な撤去活動を推進し、また、地域住民と連携して放置対策を検討します。

実施内容	中間評価
<p>平日に加え、土日や、曜日不定期の撤去活動を組み合わせて実施し、放置の常態化にある程度の抑止効果を得ました。</p> <p>区民からの陳情に迅速に対応し、区民の要望に的確に応えました。</p>	<p>駅周辺だけではなく、特定の建物付近で路上を駐輪場として利用している実態があります。</p>
<p>【計画の見直し】</p> <p>自転車等の放置が常習化している反復利用者など、長期撤去における定義を見直し、駅周辺以外においても、放置自転車対策を推進します。</p>	

(3) 放置自転車等の保管・処分

<p>【当初計画】</p> <p>撤去自転車等の保管や処分については、目的と効果を十分考えて行います。</p>
--

実施内容	中間評価
<p>放置自転車等の保管・処分にあたり、保管場所の保管方法等について検討</p> <p>(1)保管場所の容量不足の解決策</p> <p>(2)返還料金</p> <p>(3)保管期間経過後の処分</p>	<p>内藤町自転車保管場所の再整備に向けた設計に着手し、重層保管に向けた取り組みに着実に取り組んでいます。</p> <p>返還料金について、実費相当分との比較により再検討する必要があります。</p> <p>期間経過後の処分について、廃棄処分以外に、売却による手法も検討する必要があります。</p>
<p>【計画の見直し】</p> <p>放置自転車等の保管・処分にあたり、撤去と返還、保管までの一連の流れの均衡や、費用負担、収入確保について、費用対効果を十分考えて行います。</p>	

2-6 自転車等の適正利用を推進する

(1) 自転車等利用環境向上施策の推進

【当初計画】

自転車等の適正利用を推進するため、関係者が協力・連携し、それぞれの役割と責務に応じて各種施策を推進します。また、必要に応じて条例等の見直しを図ります。

- ① 地域・関係者と協働するためのしくみづくり
- ② 条例等の見直し

(2) 自転車等利用環境向上のための実施すべき社会実験

【当初計画】

自転車等の利用環境の向上をめざした各種取組みの効果等を確認するため、新宿方式と呼べるような工夫を凝らした様々な社会実験に取り組んでいきます。

実施内容	中間評価
自転車等利用環境を向上させる方策についての検討	計画を進め、計画期間内に実施します。